

# 犬又はねこの譲渡実施要領

## 1 趣旨

県が保護、管理する犬又はねこの譲渡については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動愛法」という。）及び犬又はねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要領（昭和50年4月5日内閣総理大臣決定）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## 2 目的

動愛法の趣旨及び動物愛護の基本理念を踏まえ、保健所及び動物保護管理センターで保護、管理する犬又はねこを適正かつ一生飼養できる新たな飼い主に譲渡することにより、生命尊重及び飼養モラルの向上を図り、広く県民に動物愛護精神を普及させることを目的とする。

## 3 譲渡対象者

譲渡を受ける者は、原則として県内で飼養管理できる成人で、譲渡資格に適合する者であること。

## 4 譲渡資格審査

譲渡を希望する者は、動物保護管理センター又は佐渡地域振興局健康福祉環境部健康福祉課（以下「動管センター等」という。）に「動物の譲渡資格・飼養環境調査票」（別記第1号様式）を提出し、譲渡資格審査を受けることとする。

動管センター等の動物愛護監視員は、別表に掲げる基準に基づき譲渡資格を審査すること。

## 5 譲渡対象動物

譲渡する犬又はねこは、動管センター等の動物愛護監視員が譲渡に適すると認められた動物とする。

## 6 譲渡申請

譲渡を受ける者は、「犬の譲渡申請書」（別記第2号様式）又は「ねこの譲渡申請書」（別記第3号様式）を、動管センター等を経由して保健所長に提出しなければならない。

## 7 譲渡

保健所長は、犬又はねこを譲渡するときは、譲渡を受ける者に当該動物に関する情報を提供し、適正な飼養管理等について必要な事項を指導すること。

## 8 犬の登録及び狂犬病予防注射

犬の譲渡を受けた者は、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条及び第5条の規定に基づき、犬の登録及び狂犬病予防注射を実施すること。

## 9 譲渡後の調査

動管センター等は、必要に応じ譲渡後の飼養管理状況等について調査を行うこと。

## 10 報告

譲渡を受けた者は、譲渡した動物の不妊去勢手術を行ったときは、その旨を速やかに動管センター等に報告すること。

## 11 教育・試験研究機関等への譲渡

動管センター等は、犬又はねこを教育試験研究機関若しくは科学上の利用に供する者に犬又はねこを譲渡しないこと。

### 付則

この実施要領は平成7年4月1日から施行する。

一部改正後の要領は、平成16年4月1日から実施する。

### 別表

審査事項	基準
飼養管理	1 譲渡を希望する動物を終生飼養できること。 2 適正な飼養管理、しつけが行える成人がいること。 3 えさ代、治療費などの費用負担ができること。
飼養環境	1 譲渡申請者の家族全員が譲渡希望動物の飼養に同意していること。 2 譲渡を希望する動物を飼養可能な住宅であること。 3 譲渡を希望する動物を飼養できない集合住宅等への転出予定がないこと。
繁殖制限	1 譲渡を希望する動物の不妊去勢手術を行うこと。(特別な事情により、やむを得ないと認める場合を除く。)